

# 「金融円滑化対応貸付」の創設

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(金融円滑化法)を受けて貸付け条件の変更等を行い、経営再建計画を策定し実行に取り組む中小企業者を支援するため、中小企業再生支援資金の中に「金融円滑化対応貸付」を創設しました。

## ■貸付対象者

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律を受けて貸付け条件の変更等を行っており、経営再建計画(※)の実行に取り組むもの

\*経営再建計画は具体的で実現可能なものとして、貸付け条件の変更等を行った金融機関の承認を受けたもの(信用保証協会を利用する場合は、信用保証協会の承認も必要です。)

## ■申込手続

金融機関にご相談下さい。

\*金融機関からの貸付です。県が直接貸付を行うわけではありません。

## ■貸付条件

●利 率：年2.1%(固定)

\*中小企業支援機関の専門家派遣事業を受けて  
経営再建計画の実行に取り組む場合は、△0.1%

●限 度 額：8,000万円(うち運転資金5,000万円以内)

●期 間：設備資金15年以内(うち措置2年以内)  
運転資金10年以内(うち措置2年以内)

●担保・保証人：金融機関の定めるところによる

●認 定 機 関：県(産業政策課)

●取 扱 期 間：平成24年11月26日～平成25年3月31日  
融資実行分まで



## ●取扱金融機関●

山形銀行、庄内銀行、きらやか銀行、七十七銀行(山形支店)、北都銀行(酒田支店)、山形信用金庫、米沢信用金庫、  
鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、山形中央信用組合、北都信用組合、山形第一信用組合、商工中金(山形支店・酒田支店)

\*融資に際しては金融機関の審査があります。ご希望どおりにならない場合もありますのでご了承ください。

**【問い合わせ先】 山形県商工労働観光部産業政策課 金融担当 TEL:023-630-2135**  
**近くの商工会議所、商工会、信用保証協会、取扱金融機関**

# 事業主・労働者の皆さんへ 高齢者雇用安定法が改正

高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは、意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正され、平成25年4月1日施行予定です。

## 💡 ポイント

### 1.継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

希望者は、全員定年後再雇用し、65歳まで継続雇用しなければなりません。これまでのように、労使協定で勤務評価や出勤率などの基準を定めておいて再雇用したい人を選ぶということが今後はできなくなります。

ただし、基準の廃止にあたっては経過措置があります。労使協定によって継続雇用の対象となる基準を定めている場合には、以下の範囲において段階的にその基準が適用されることになります。

- ① 平成25年4月1日～28年3月31日 61歳以上
- ② 平成28年4月1日～31年3月31日 62歳以上
- ③ 平成31年4月1日～34年3月31日 63歳以上
- ④ 平成34年4月1日～37年3月31日 64歳以上

実質的には、65歳までの全員雇用が完全義務化されるのは平成37年4月以降ということになります。

### 2.継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大

現行では、継続雇用として雇用される会社は定年を迎えた会社および子会社となっていましたが、今後は企業の負担を考慮し、グループ企業まで範囲が拡大されることになります。

### 3.義務違反の企業に対する公表規定の導入

今後、高年齢者雇用確保措置を実施していない企業については、労働局、ハローワークが指導を実施します。指導後も改善がなされない場合は、勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は、企業名を公表することができます。

### 4.高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

事業主が、講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠を設ける。

\*詳しくは、最寄りのハローワーク又は、高齢・障害者雇用支援センターまでお問い合わせください。

**ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>**